

議案第37号

葛飾区特別区道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成29年 6 月 5 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、案内標識の番号を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区特別区道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区特別区道における道路標識の寸法に関する条例（平成25年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表案内標識の項中「117の2-A」を「117の3-A」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。